

定する耐火構造をいう。以下同じ。)又は不燃材料(政令第9条第1項第1号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で造られ、かつ、出入口に防火設備(政令第9条第1項第7号に規定する防火設備をいう。以下同じ。)を設けた専用室とすること

イ アの専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること

(3) 屋外における仮貯蔵

ア 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所とすること

イ 仮貯蔵場所の周囲には、3メートル以上の幅の空地を保有すること。ただし、高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料で造った防火上有効な塀を設けることにより、安全であると認められる場合にあっては、この限りでない。

ウ 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること

5 油入りケーブルの敷設替え工事における仮取扱い

(1) 期間等

規制対象となる期間は、油入りケーブルの切断・接続工事等を行う場所(以下「油入りケーブルに係る工事場所」という。)におけるケーブルの切断から接続完了までの間とし、油入りケーブルに係る工事場所ごとに申請すること

(2) 危険物の数量算定

危険物の取扱数量は、油入りケーブルに係る工事場所の両端に設けられている変電所内のヘッドタンク及び当該ヘッドタンク間を接続している油入ケーブルに内蔵されている絶縁油の総量とすること

(3) その他

ア 申請書には、次に掲げるものを添付すること

(ア) 取扱数量の計算書

(イ) 工事手順書、工程表(接続工事等の実施期間を明記したもの)

(ウ) 接続工事等に際し、火気等を使用する場合の安全対策書

イ 同一系統のケーブルにおいて、油入りケーブルに係る工事場所が複数となる場合は、添付図書等は共用できる。

(4) 基準の準用

(1)から(3)に定めるもののほか、1から3の基準を準用する。

6 危険物の貯蔵又は取扱い

危険物の貯蔵又は取扱いは、政令第4章に規定する技術上の基準に準じて行うこと

第2 仮使用承認基準

法第11条第5項ただし書の規定により製造所等の一部を仮に使用する場合の承認基準は、次のとおりとする。

1 仮使用のできる部分

使用のできる部分は、次に掲げる部分以外の部分であること

(1) 工事を行う部分

- (2) 工事を行うのに必要な作業場、資材置場その他工事と関連のある部分
- (3) 工事により危険物の貯蔵又は取扱いに支障又は危険を生じる部分

2 工事中の安全対策

工事に際して、次の安全対策が講じられていること。ただし、火災予防上支障がないと認められる場合にあっては、この限りでない。

- (1) 仮使用部分の上部で工事が行われる場合の落下物による事故防止上有効な養生措置
- (2) 安全工具等安全性を有する工事用の機械、工具の使用
- (3) 工事を行うタンク、配管又は機器内の危険物、指定可燃物のうち可燃性固体類、可燃性液体類、可燃性の蒸気、可燃性のガス等の除去及び工事部分以外の部分と導通している配管、ダクト又は排水溝の閉塞板、仕切板等による遮断
- (4) 法令により必要とされる防油堤、防火塀、油分離装置、消火設備等の工事をする場合の有効な代替措置
- (5) 地盤面下に係る工事を行う場合の埋設配管等の位置の確認
- (6) 工事部分に隣接して製造所等がある場合の有効な養生措置及び当該施設の責任者に対する工事内容の連絡

3 火気の取扱いの安全対策

火気（裸火、溶接・溶断火花、電気火花、衝撃火花、摩擦熱等の発火源となるエネルギーをいう。）を発生し、又は発生するおそれのある工事は、やむを得ない場合に必要最小限度で行うものとし、次に掲げる安全対策が講じられていること。ただし、火災予防上支障がないと認められる場合にあっては、この限りでない。

- (1) 火気を使用する部分と仮使用部分との間における火花の飛散又は可燃性ガスの流入を防止するための不燃材料、防災シート等による有効な遮へい。なお、溶接・溶断火花の飛散状況は、次の表を参考にすること

表 ガス切断による火花の飛散距離

作 業 の 高 さ (m)	飛 散 距 離 (m)
約 8	3.5 ～ 9.0
約 12	3.5 ～ 9.5
約 15	4.5 ～ 12.0
約 20	4.0 ～ 15.0

1 樋川、渡辺、池田、星野、安全工学、vol. 5(2) 112(1966)による。

2 風速は、0～5m/sである。

3 火花は、切断時に発生するもの及びそれが地面などに落下し反射されて2次的に飛散するものをいう。

- (2) 火花が発生し、又は飛散するおそれのある部分に対する散水
- (3) 危険物、指定可燃物のうち可燃性固体類、可燃性液体類、可燃性の蒸気、可燃性のガス等が残存し、又は浸入するおそれのあるタンク、配管又は機器に対する不活性ガス、スチーム、水等によるパージ
- (4) ガス検知器等による可燃性の蒸気又は可燃性のガスの確認

(5) ピット等可燃性の蒸気又は可燃性のガスが滞留しやすい場所における強制換気

(6) 仮使用部分における危険物の取扱い作業の制限

4 工事期間及び作業工程

工事期間は合理的で、作業工程は火災予防上安全な順序であること

5 仮使用部分での危険物の取扱い

仮使用部分での危険物の貯蔵又は取扱いが、工事により支障とならないように措置されているとともに、次に掲げる危険物の取扱いについては、特に安全性が考慮されていること

(1) 引火点が40度未満の危険物の開放容器での取扱い

(2) 高温高圧下での危険物の取扱い

(3) 発熱又は異常反応の発生が予想される危険物の取扱い

(4) 第5類危険物の取扱い

6 消火設備及び警報設備

消火設備及び警報設備は、政令の基準に適合しているほか、工事の状況により工事部分又は仮使用部分に適切に設置されていること

7 危険物保安監督者又は危険物取扱者の立会い

工事に際し火気を取り扱う場合は、工事部分において危険物保安監督者又は危険物取扱者の立会いが行われること

8 保安全管理

工事の内容、期間、規模、その他の状況に応じて次に掲げる事項が定められていること

(1) 統括責任者、施工責任者、現場監督者等及びその任務分担

(2) 工事関係者と製造所等の運転関係者の間における工事の開始、終了の連絡、全工事及び毎日の工事の内容、作業手順、危険物の取扱い状況その他の事前協議

(3) 始業前及び終業後の点検、火気使用に伴う安全措置の点検並びに仮使用部分における危険物の火災、漏洩、流出等異常な事態の防止又は早期発見のための巡回

(4) 事故発生時の通報、連絡、消火、その他の応急措置

9 その他

(1) 仮使用の承認を行っているものであっても、完成検査前に変更許可申請が提出された場合は、再度仮使用承認申請が必要であること。ただし、当初に提出された仮使用承認の条件と同一であると認められるものにあつては、この限りでない。

(2) 工事を伴わない製造所等の変更は、仮使用承認申請を要しないこと

(3) 工事時期が2以上に分かれ、早期に工事を完了した部分を使用しようとする場合は、工事時期の異なる部分ごとに変更許可申請及び仮使用承認申請を行うとともに、当該部分の完成検査済証の交付を受けたのち使用すること

(4) 次に掲げる事項を表示した平面図、立面図等を仮使用承認申請書に添付すること

ア 建築物又は工作物の構造

イ 工事部分及び仮使用部分

ウ 火気を使用する工事部分

エ 養生堀

オ 消火設備及び警報設備

- (5) 地下貯蔵タンク及び埋設配管の廃止の工事が伴う場合には、市規則別記第5号様式（作業明細書）のその他必要事項欄に廃止タンク及び埋設配管について、大阪市危険物規制等事務処理要綱（昭和53年消防長（危）第31号）第21条第1号に定める別記第12号様式の危険物施設等廃止時における留意事項等が記載されていること

第3 予防規程認可基準

1 申請の方法

- (1) 法第11条第1項の規定により設置許可を受け、又は変更許可を受けたもので、その貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量を変更することにより、予防規程の作成が必要となる場合は、完成検査申請書を提出する前に行うこと
- (2) 法第11条の4第1項の規定により、貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の変更を届け出る場合で、予防規程の作成が必要となるときは、届出書の提出と同時に行うこと
- (3) (1)及び(2)以外の場合で予防規程の内容を変更する場合は、遅滞なく行うこと

2 基本事項

- (1) 予防規程は、製造所等の存する事業所を単位に作成することが適当であること
- (2) 予防規程の内容が法第10条第3項の技術上の基準に適合していること
- (3) 製造所等の安全管理に実効を挙げることのできるものであること
- (4) 予防規程が適切に運用できるものであること
- (5) 予防規程の適用範囲は、製造所等の全域とすること
- (6) 予防規程は、事業所のすべての従業員及び関係者が遵守する義務があること
- (7) 給油取扱所については、出入者に対し必要に応じて、従業員が予防規程の内容を告知する義務があること
- (8) 規則第61条に規定する製造所等のうち、規則第9条の2に規定する製造所等については、保安規程又は危害予防規程を法第16条の5の規定に基づき、予防規程に代える資料として提出させること

3 予防規程に定める事項

予防規程に定める事項は、規則第60条の2に規定するもののほか、次の各号に定める事項に応じ、当該各号に定めるものを具体的に記載すること

- (1) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関する事項
- ア 保安業務の内容と役割分担
- イ 保安業務の各役割の担当者
- ウ 保安業務の各役割の代行者
- エ 交替時の引継方法及び引継事項
- (2) 化学消防自動車の設置その他自衛の消防組織に関する事項
- ア 自衛の消防組織の活動内容